

○長崎市ふれあい掲示板取扱規則

平成9年3月31日

規則第66号

改正 平成14年4月25日規則第91号

平成17年8月19日規則第117号

平成31年3月13日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、まちの美観の維持を図り、市民の利用に供するための掲示板で、市長が管理するもの（以下「ふれあい掲示板」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(掲出できる広告物)

第2条 ふれあい掲示板に掲出できる広告物は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 政治、宗教及び営利行為に関するものでないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。
- (3) 著しく汚染し、又はたい色したものでないこと。
- (4) 市長が別に定める規格を満たしていること。
- (5) ふれあい掲示板の管理上支障がないこと。
- (6) その他市長が適当であると認めるもの

(使用許可)

第3条 ふれあい掲示板に広告物を掲出しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、掲出を希望する月の2月前の16日から掲出を希望する月の前月の15日までの間に、長崎市ふれあい掲示板使用許可申請書（第1号様式）に許可を受けようとする広告物を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による期間の経過後速やかに、第1項の許可に係る掲出期間及び掲出場所(次項において「掲出期間等」という。)を抽選により決定するものとする。
- 4 市長は、第1項の許可をしたときは、第2項の申請書の写しに、抽選により決定した掲出期間等を付し、許可印（第2号様式）を押して交付するものとする。
- 5 市長は、ふれあい掲示板の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(事故に対する責任)

第4条 掲出中に広告物を毀損し、又は亡失しても市はその責を負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「掲出者」という。)は、広告物を掲出する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、掲出者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に該当するときは、掲出者に対し、広告物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定による処分によつて掲出者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(無許可広告物の取扱)

第7条 市長の許可を受けないでふれあい掲示板に掲出した広告物があるときは、市長はこれを掲出した者に対し、撤去させるものとする。

(損害賠償)

第8条 ふれあい掲示板を汚損し、毀損し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月25日規則第91号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市ふれあい掲示板取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調

整をして使用することができる。

附 則（平成17年8月19日規則第117号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前に押印された許可印は、この規則に定める許可印とみなす。

附 則（平成31年3月13日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市ふれあい掲示板取扱規則の規定は、平成31年5月分以後の月分のふれあい掲示板の掲出について適用し、同年4月分までのふれあい掲示板の掲出については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市ふれあい掲示板取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

長崎市ふれあい掲示板使用許可申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
電話 _____
（法人の場合は法人名及び代表者名）

次のとおり長崎市ふれあい掲示板に広告物を掲出したいので、長崎市ふれあい
掲示板取扱規則第3条第2項の規定により申請します。

申 請 期 間	ふれあい掲示板	月掲出分			
	第1希望	1か月	・ 前半	・ 後半	
	第2希望	1か月	・ 前半	・ 後半	・ 希望なし
	第3希望	1か月	・ 前半	・ 後半	・ 希望なし
広 告 物 の 内 容					
許 可 書 の 送 付 先					

第2号様式(第3条関係)



直径3センチメートル

第1号様式（第3条関係）

（平14規則91・一部改正）

（平31規則15・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平17規則117・全改）